

令和5年6月14日

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役副社長 宇野 護 様

静岡県中央新幹線対策本部長

静岡県副知事 森 貴志

工事の一定期間、発電のための取水を抑制し、大井川に還元する方策に関して
東京電力リニューアブルパワー株式会社と協議を開始することについて

令和5年3月27日に開催した大井川利水関係協議会（以下、「協議会」という。）
において、貴社から説明を受けた貴社が了解を得たいとした前提について、4月14
日に、修正することを決定した旨を報告しました。その後、令和5年4月26日付け
で貴社から受領した「東京電力リニューアブルパワー株式会社と協議を開始する前提
について」の照会の趣旨を踏まえ、協議会において、別紙のとおり再修正することで、
貴社が了解を得たいとする前提条件について各会員が了解する旨、決定されたので、
改めて通知します。

貴社におかれましては、東京電力リニューアブルパワー株式会社と協議を進めてい
ただくようお願いいたします。

【別紙】

田代ダム取水抑制案（貴社が協議会で説明したもの。以下、「B案」という。）の方策に関して、J R東海が、東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下、「東京電力R P」という。）とB案に関する協議を開始するに当たり、了解を得たいとする前提の再修正

[再修正]

1. B案は、静岡県から県外へ流出するトンネル湧水量と同量は大井川に戻す方策として、静岡県内の工事の一定期間（静岡県内のトンネル湧水が県外へ流出している期間。約10ヶ月間と想定）に田代ダムの取水を抑制し、大井川に還元する案として検討していること。
2. B案は、永続的に行うものではない。2025年の田代川第二発電所の東京電力R Pの水利権更新に関わる協議は、大井川水利流量調整協議会で行われる。J R東海が3月27日の大井川水利関係協議会で説明したとおり、B案を実施することは東京電力R Pの水利権に影響を与えないため、大井川水利関係協議会々員は、この案を根拠とする水利権について主張をしない。
3. 修正なし
4. 上記1. で記載した静岡県内の一定期間の工事の進捗や、水資源への影響が想定と大きく異なる場合等においては、J R東海は、大井川水利関係協議会々員と改めて協議を行う。その際、大井川水利関係協議会々員は、B案を根拠とする水利権について主張をしない。